

令和4年度特別調整交付金FAQ

	交付基準の項目	様式番号	質問	回答
1	6(3)①後発医薬品 (ジェネリック医薬品)の普及促進に 要した費用がある こと	AC	パンフレット等を郵送する場合、そのための封筒代は対象となるか。	ご照会の封筒代は、交付対象となりません。
2	6(3)①後発医薬品 (ジェネリック医薬品)の普及促進に 要した費用がある こと	AC	ジェネリック医薬品の普及促進のため、希望カード等の作成を例年行っており、毎年12月までに支払を終えています。今年度は契約の関係上、2回に分けて支払うことになっています。 先に作成されたものの支払いを10月に行い(既に支払済)、残りの作成分を翌年2月に支払うこととなっていますが、この場合、10月分の支払いについてのみ申請することは可能でしょうか、又は全額支払わなければ今年度の支払いは不可でしょうか。	令和4年度特別調整交付金交付基準の申請事由のうち、算定対象となるものは、令和4年1月1日から同年12月31日までに国保特会から支出した費用額であるため、10月の支払い分については、4年度の交付対象となります(4年度に申請してください。)。 また、5年2月の支払予定分については、令和5年度の特別調整交付金交付基準の内容が、今年度と同様である場合、5年度の交付対象となります。
3	6(3)①後発医薬品 (ジェネリック医薬品)の普及促進に 要した費用がある こと	AC	1. 「ジェネリック希望シール(被保険者証に貼付)」について、特別調整交付金の交付対象となりますか。 2. 「ジェネリック保険証ケース」について ①既にジェネリック希望について印刷された保険証ケースを購入する場合は、全額特別調整交付金の交付対象となりますか。 ②保険証ケースにジェネリック希望について印刷した場合、当該印刷費は特別調整交付金の交付対象となりますか。 ③通常は無地のケースの配布をしていない場合、ジェネリック普及促進のためだけにケースを購入した場合、当該購入費用は、特別調整交付金の交付対象となりますか。	1. 交付対象となります。 2. ①保険証ケースの購入費用については、基本的には、後発医薬品の希望が印字されるかどうかにかかわらず、保険証ケースを購入するものと考えられるため、交付対象となりません。 ②当該印刷費は交付対象となります。ただし、後発医薬品の希望以外の内容も印字している場合は、適当な方法で按分し、後発医薬品の希望に関する部分について算出した額を申請してください。 ③「通常は無地のケースの配布をしていない、ジェネリック普及促進のためだけにケースを購入する場合」を想定し難いですが、後発医薬品の希望に関する内容の印字前は保険証ケースを作成しておらず、かつ後発医薬品の希望以外の内容を印字していない場合は、上記①での回答の「後発医薬品の希望が印字されるかどうかにかかわらず、保険証ケースを購入するもの」とは考えられないため、交付対象となります。

	交付基準の項目	様式番号	質問	回答
4	6(3)②国民健康保険料(税)におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること	AD	口座振替を利用していない市民には保険料の納付書を郵送で送付していますが、納付書に加えて、口座振替登録の案内チラシ一枚を追加したことにより追加で発生した郵送料については、交付対象となるのでしょうか。	当該項目に係る交付基準P12、②の本文に「ただし、…(中略)…郵送費等を除く」と記載しており、郵送費及び「追加で発生した郵送料」は交付対象となりません。
5	6(3)②国民健康保険料(税)におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること	AD	当該事業の担当は、国保担当課ではなく収納担当課となっており、国保担当課が支出していない費用となりますが、この場合であっても、特別調整交付金の対象として計上しても問題ないでしょうか。	令和4年度特別調整交付金交付基準の申請事由のうち、算定対象となるものは、令和4年1月1日から同年12月31日までに国保特会から支出した費用額であるため、特別調整交付金の対象として費用を正しく計上できていれば、市町村内のどの課が担当しているか、費用を計上しているかということは、交付可否には関係ありません。 したがって、ご照会の事例が、国保特会から支出した費用である場合は、特別調整交付金の対象として計上しても問題ありません。
6	6(3)⑨制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること	AR AR-2	「コ 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険料(税)等の見直しに伴う改修等」及び「サ 未就学児の被保険者均等割軽減の導入に伴う改修等」について、保険料賦課に係る基盤システムとは別に、市民対応の用途で、試算システムをエクセルで外付け対応しています。 この度、上記2つのシステム改修に伴い、既存の試算システムを対応改修するにあたり、当該試算システムの改修費用は、特別調整交付金の交付対象となるのでしょうか。	特別調整交付金の交付対象となる「制度改正等によるシステム改修等に要した費用」は、制度改正に伴い国保の自庁システムを改修する費用を想定しています。 当該「制度改正に伴い国保の自庁システムを改修する費用」について、質問事項欄に記載の「保険料賦課に係る基盤システム」の改修費用については該当すると考えられるため、特別調整交付金の交付対象となりますが、「試算システム」の改修費用については該当しないと考えられるため、特別調整交付金の交付対象となりません。

	交付基準の項目	様式番号	質問	回答
7	6(3)⑨制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること シ 国民健康保険高齢受給者証等の様式中、性別欄を削除する措置を講じたことに伴う改修等	AR-2	性別欄の削除に対応するためのシステム改修(改修費用はなし)に伴い「限度額適用認定証」等の様式も性別欄の削除に対応したものへ変更する必要が生じたため、様式の印刷された用紙を業者へ発注し、購入(消耗品費)している場合、この用紙代は調整交付金の対象となるのでしょうか。 なお、この用紙は、在庫が少なくなった場合に、適時、発注・購入しており、その際に国民健康保険法施行規則の改正等に沿った内容に変更を加えています。	制度改正によるシステム改修に要した費用が交付対象のため、ご照会の費用は交付対象となりません。
8	6(3)⑫柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること	AT	被保険者、施術所に対する調査対象を選定するための療養費申請データや調査対象者を抽出するためのシステムを構築するための経費は、交付対象となるのでしょうか。	ご照会の経費は、調査のためにかかる費用(調査対象選定のデータや調査対象者の抽出のためのシステム構築費用)となるため、交付対象となります。
9	6(3)⑮国保データベース(KDB)システム等を活用したデータ作成に要した費用があること	AZ	市町村が国保連合会に支払う手数料を毎月払いにしていたが、今年度から年1回払いに変更になりました(令和4年1月から4月までは毎月払い、令和4年5月から令和5年4月までを令和4年度契約に基づく手数料の支払いとして、令和5年4月に支払う予定です。)。 令和4年度の特別調整交付金については、令和4年1月から12月に支払ったものが対象になるかと思われますので、当該交付金の交付対象となるのは、令和4年1月から4月までの支払い分のみであり、令和5年4月に支払う分については、令和5年度交付基準に変更・削除等がなければ、令和5年度の特別調整交付金の交付対象となるという解釈でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。

	交付基準の項目	様式番号	質問	回答
10	6(3)㉓新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること ア 保険料(税)減免の措置に対する財政支援	BK	財政支援の対象となる期間について、交付基準においては、「令和4年4月1日から同年12月31日までに普通徴収の納付期限が到来する保険料」とあります。 一方、令和4年11月9日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等に係る財政支援の拡充について」においては、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納付期限が到来する保険料」とありますが、令和5年1月から3月分については、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	昨年度は、令和3年度災害等臨時特例補助金があったため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納付期限が到来する保険料を対象としていましたが、今年度は、同補助金がないこと、また、令和4年度特別調整交付金交付基準の申請事由のうち、算定対象となるものは、令和4年1月1日から同年12月31日までに国保特会から支出した費用額であることを鑑み、令和4年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納付期限が到来する保険料を対象としています。 なお、令和5年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納付期限が到来する保険料の減免を行った場合の当該減免額については、令和5年度特別調整交付金において財政支援予定です。
11	6(3)㉓新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること ア 保険料(税)減免の措置に対する財政支援	BK	財政支援の対象となる保険料(税)額は、「令和4年4月1日から同年12月31日までに普通徴収の納付期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料(税)であつて、令和4年4月分から同年12月分までに相当する月割算定額に限る。」とされていますが、この月割相当額は、具体的にどのように計算すれば良いのでしょうか。	各月の減免金額が把握可能であれば、そのうち令和4年4月～12月に係る減免額の合計が対象となります。 各月の減免金額が把握困難である場合は、年額の保険料(税)減免額に9/12を乗じるなどして算出してください。なお、この場合、「年額の保険料(税)減免額－令和4年度特別調整交付金申請金額」が、令和5年1月～3月相当分として、令和5年度特別調整交付金の対象となります。
12	6(3)㉓新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること イ 傷病手当金の支給に係る費用に対する財政支援	BK	「令和4年1月1日～同年12月31日の間に感染した」とありますが、令和3年中に感染し、申請及び支給は令和4年となった事例として、次の2つがあります。 1・令和3年中に感染 → 申請及び支給が令和4年 2・令和3年末～令和4年初めまで感染 → 申請及び支給も令和4年 この場合、令和3年以前又は令和4年、どちらで申請すれば良いのでしょうか。	令和3年1月1日から同年12月31日の間の感染により、支給対象となったものについては、申請及び支給を令和4年1月以降に行つた分についても、令和3年度の特別調整交付金の交付対象となります。 左記「確認事項」欄の2つの事例は、いずれも上記事項に該当し、令和4年度の交付基準の6(3)㉓「オ 令和3年度以前の国民健康保険災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)等の財政補填不足分等への財政支援」の交付対象となります。

	交付基準の項目	様式番号	質問	回答
13	6(3)㉓新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること ア 保険料(税)減免の措置に対する財政支援 イ 傷病手当金の支給に係る費用に対する財政支援	BK	保険料(税)減免の措置に帯する財政支援及び傷病手当金の支給に係る費用に対する財政支援については、調整交付金申請時点までに把握した金額を申請するという認識で問題無いでしょうか。	ご認識のとおりです。 調整交付金申請時点までに把握した金額を申請してください。
14	6(3)㉓新型コロナウイルス感染症による財政負担増があること オ 令和3年度以前の国民健康保険災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)等の財政補填不足分等への財政支援	BK	「令和3年度以前の特別調整交付金の交付対象事業であったが、交付申請後に減免を行ったこと等により財政補填を受けていないこと」とありますが、令和3年度特別調整交付金の交付対象事業である「傷病手当金の支給に係る費用に対する財政支援」も該当するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 令和4年度の様式BKにおいて、「令和3年度以前の災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)及び特別調整交付金の財政補填不足分並びに過年度分保険料(税)減免額」欄の「事業の内訳」に、「傷病手当金の支給に伴う財政負担増」を設けています。
15	1、6(3)①・②・⑥・⑦・⑨・⑪・⑫・⑬・⑭・⑯・⑳・㉑	F、AC、AD、AI、AJ、AP-3、AR、AR-2、AT、AU、AW、B、BJ、BK 等	周知広報経費について、広報誌やチラシの一部に、特別調整交付金の対象となる広報を掲載した場合、印刷代等は特別調整交付金の対象となる認識でよいでしょうか。 複数の広報を1つの広報誌やチラシに掲載したような場合、どのように費用を按分すれば良いでしょうか。	特別調整交付金の交付対象となります。 按分方法については、掲載記事の頁数に応じて費用を按分する等の合理的な方法で按分していただければ問題ありません。 ※昨年度までのQ&Aでは、掲載記事の面積での按分を例として挙げていたところですが、今年度からは、そこまでの厳密性は求めないこととします。